

「外国人技能実習制度について」の変更点（H31.4.1 掲載）

表紙 表題から「新たな」を削除。「法務省入国管理局」を「法務省出入国在留管理庁」に修正

P4 「見直し後」の②「新たな」を「新たに」に修正

P5 3行目の技能実習生の人数を平成30年末時点に修正。「技能実習制度の受入れ機関別のタイプ」の「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に修正。「技能実習の流れ」の「3号 ①対象職種」について、「技能実習2号移行対象職種と同一」を「技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）」に修正。

P6 1及び2について平成30年末時点に修正。

P9 「法務大臣（地方入国管理局）」を「法務大臣（地方出入国在留管理局）」に修正。

P19 「作成状況」に「タイ（H31.3月）」を追加。

P28 「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に修正。

P30 「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に修正。「主務大臣」を「主務大臣等」に修正。

P31 「地方入国管理局」を「地方出入国在留管理局」に修正。